

太平記亨受史年表 中世

福田秀一

まへがき

この年表は、中世慶長五以前における「太平記」の享受・研究の跡を通観するためを作成したものである。本文研究の上から「太平記」は室町時代を通じて成長してきたことが明かになつてゐるが、本年表はそのやうな觀点の考察に役立つてあらうと信じ、遗漏の少くないことを惧れつゝも、一先づ公にして大方の利用と批正を俟つものである。

(注) そのことは從来から諸氏によつて説かれてきたが、近年

「太平記」の諸本を精力的に調査してをられる鈴木登美恵氏は、昭和三十七年六月法政大学で開かれた中世文学会で、「太平記諸本の分類」と題する研究発表を行ひ、諸本から具体的に例を挙げてその点を強調され、その後同題で『國文』第十八号(昭三八・二)に発表された。

表記の体裁は、上に該當年月日を記し、その下に「太平

記」の享受・研究等を示す史料としての語句文章を挙げて、その史料名を括弧に入れて付記した。その他に注記すべきことのあるときは、更に角括弧に入れて片仮名交り文で簡潔に記した。史料の引用はなるべく原文の形を崩さないやうにしたが、紙幅の関係で改行などは一部改めたところもある。なほ、史料原文の誤脱と思はれるところは、本文を一応そのままにして右傍に小さく角括弧に入れて筆者の按もしくは注記を示した。要するに角括弧内は筆者の私意・私見乃至先学の所説の要約であり、その他は史料原文のまゝである。

史料として探索したのは、大別して記録典籍類と「太平記」の諸本(特にその奥書)とである。前者は既に公刊されてゐるものに限り、未刊の日記記録類は一応除外したが、史料自体は未刊でも、関係部分が公刊書に引用もしくは掲載(図版として)されてゐるものは採録した。『大日本史料』からの抄出もそれに該当する。

後者即ち諸本の書写年時判定や奥書の転載は、専ら先学の

紹介と各図書館の蔵書目録の記述とによつたが、特に後記龜

田純一郎・高橋貞一両氏の業績に負ふところが多い。なほ、書写年時としては、年号まで判明しもしくは推定されてゐるもののみを探り、單に「室町中期写」などとされてゐるもの採らなかつた。

以上の方針は、先に公にした「平家物語享受史年表中世」(『国語国文学研究史大成平家物語』所収)に準じたが、その他に今回は閲読利用の便を考へて、記事の内容や年月により適宜区切りを設け、○印を挿入した。

筆者知る限り、中世における「太平記」の享受・研究史をこのやうな年表にして示したものは従来なかつたが、中世における「太平記」の享受・研究の跡について言及した論攷がなかつたわけではない。その点に特に意を用ひてゐるものとしては、次の諸論攷がある。本稿もこれらに多くの恩恵を受けた。(但し、記録類には能く限り筆者自身で当り、未刊等でそれが不可能の場合のみ、先学の引用によつた。そしてその場合には必ずその先学の氏名を挙げ、「誰某氏ニヨル」と記した。)

後 藤 丹 治

「日本文学書目解説(室町時代)
(『岩波講座日本文学』第十回配本

鶴 尾 順 敬

『西源院本太平記』(昭二一・六・同上
刊行会刊)「解説」

土 橋 真 吉

『楠公精神の研究』(昭一八・五・大

芳賀幸四郎

『東山文化の研究』(昭二〇・一一、
河出書房刊)

高橋貞一

「太平記諸本の異同について」(『国語』第二卷二・三・四合併東京文理科大学終結記念号、昭二八・九)

市 古 貞 次

「中世小説年表稿」(『中世小説の研究』付載、昭三〇・一二、東大出版会刊、初め「室町時代小説年表稿」として『東京大学教養学部人文科学科

紀要』四(国文学 I、昭二九・六、所載)

後 藤 喜 三 郎 治

「太平記二」(『日本古典文学大系』34、昭三五・一、岩波書店刊)「解説」
後 藤 丹 治 「太平記二」(『日本古典全書』、昭三六・一、朝日新聞社刊)「解説」

又、「太平記」の諸本を多数挙げて解説し、しばり奥書をも引用してゐる論攷の主なものに、次のいくつかがある。本稿でも前述の通りこれらの論攷に多大の恩恵を受けた。

亀 田 純 一 郎

「太平記」(『岩波講座日本文学』第十四回配本の中、昭七・七)

石川県図書館協会

『軍戦記展覧会目録』(昭一〇・一二、
同上刊)

高 橋 貞 一

「太平記諸本の研究」(京都市立西

行。（看聞御記）

永享 八、九、廿六
太平記廿九帖内裏先調達。殘分書写
未出来。（同）

○

文安 三、五、廿五

〔璣囊抄成ル、太平記ノ引用アリ、
且ツソノ内容ハ相互ニ影響シアルヘル
ガ如シ。——釜田喜三郎・高橋貞一
兩氏ノ論攷ニヨル〕

宝徳 元、八

〔長享三年八月廿日ノ条ヨリ続ク〕

写本云、此写本者、奉借自細河右馬
頭殿令書之。其間纔十五ヶ月也。然

者尽言於諸方同友分卷、於數輩群客
而終全部之功畢。因茲不撰筆迹。善

惡无正、文字実否、定而誤可多歟。

唯是為知公武之盛衰、欲弁時代之転
反而已。

宝徳元年八月日 但馬介日下部宗頼

〔尊經閣文庫藏梵舜本卷三十九奥書〕

宝徳 三、八、十四

太平記目六撰出、若進置候哉。能々
可有御覽候。又遊仙窟引見度事候。

先可返給候。尚御用候者。亦可進之
候。恐々謹言。

八月三日 業忠

權大外記殿進上 業忠〔表書〕

宝徳 三、十一、廿九

宝徳三年辛未仲冬晦日書功畢。（宝徳
本卷一奥書）

三、十二、八

宝徳三年辛未季冬廿八日功畢。（同
四奥書）

文正 元、閏二、六

宝徳四年壬正月廿三日功畢。（同卷
八奥書）

文正 元、閏二、六

宝徳三年辛未季冬十八日功畢。（同卷
四奥書）

文正 四、正、廿三

宝徳四年壬正月廿三日功畢。（同卷
八奥書）

文正 元、閏二、六

宝徳三年辛未季冬十八日功畢。（同卷
四奥書）

上掲ノ日ノ条ノ次)

文明二、八、廿六

太平記秘伝之聞書、令御家代代相伝
要道也ト云々〔中略〕予勤求之志不
浅、伝受三箇年、全部自筆ニ書写ス

文明三、八、廿一

文明二、八、廿六

太平記秘伝之聞書、令御家代代相伝
要道也ト云々〔中略〕予勤求之志不
浅、伝受三箇年、全部自筆ニ書写ス

之由仰遣了。(経覧私要抄)

自一乘院又給人之間、太平記廿帖遣
了。但第五帖無之。仍十九帖遣了。

(同)

〃、廿三

〔中略〕

龍集文明二年八月下旬六日

今川駿河守入道心性在判

謹上 名和肥後刑部左衛門殿
(太平記秘伝理尽抄天理図書館本等奥書)

〔但シコレハ偽ニテ士橋真吉、
治氏説〕
実ハ元和八年作力後藤丹

〃、廿三

一乘院遣書状。昨日依有物急事、令
忘却不引付。

御状先以為本望。雖事次之様候、
先師旧好異他事之間、細々雖可申
事候、老屈追日庇弱之間、乍思事
多様候、仍久不申候。千万遺恨無
極候。兼又太平記事承之間、自一
至廿帖進候。西南院本端者五六帖

候はす候間、比興候へ共、所持本
副進候。但第五帖候はす候間、十
九帖進之候。借用物候へハ、御用
過候者早々可返賜候。他事追可申
候也。恐々謹言。

八月廿二日

経覧

一乘院御房

(同)

自一乘院有芳札。

太平記慥以返進候。無相違借賜之
條、為悅之至候。隨而先日者御礼

之旨、御懇示給事、本望此事候。

八月十九日

教玄

西南院へ相尋可遣之間、自是御返事

也。恐々謹言。

後八月五日

教玄

文明 八、三、五

〔前略〕今此評判私要無極鈔五十卷

者、和田下野守助則入道榮閣作也。

安位寺殿

太平記返賜了。立御用条本望由、以
状令返事了。（經覺私要抄）

○

文明 六、三、十
入夜於宮御方被讀太平記第一。主上
同有出御。一卷讀了。（親長卿記）

於燈下被讀太平記二・三。（同）

於御前讀太平記四初。（同）

同前、四讀了。（同）

入夜於御前讀太平記第十。（同）

入夜讀申太平記第十六卷。（同）

入夜讀太平記十七。（同）

太平記十八讀之。（同）

可參之由有仰、參御前。可讀太平記

之由有仰、第十八・十九・廿初讀之。

（同）

讀太平記廿三四五。（同）

太平記如日々。（同）

詣善法寺亨清法印許閑談、聞太平
記。（同）

於南隣太平記第十八讀之。（寒隆公
記）

括寄於十三家之書、而合成一部、廣

論古今之兵革、而狹評太平記之勝負
矣。且有義貞・正成・長俊等之軍記、
皆以雖不全、和田助則或補或求而正
之。（後略）（太平記評判序）〔楠
氏研究〕ニヨル――但シ偽作、文明
二・八・廿六ノ条参照」

○

文明 十五、九、十二

興福寺五ヶ闕・春日貝菜闕・當門跡

二ヶ所闕、此等八河上之本闕也。見

太平記一卷。此外八停止之。新闕出

來在之者、為南都申入于京都破之者

也。（大乘院寺社雜事記）

去四日各所令詠□之万葉古風和歌可

為哥合、御製御合手可被番武家輩

〔中略〕之事、可為如何樣哉。凡秀

能・光經・家長等朝臣有其例、又後

醍醐院被下御製於佐々木判官高秀、
後小松院・今川貞世御贈答等之事、

可為准拠之例哉、宜計申之由、以二

階堂被仰下、此事所存如何之由被命
之。管見僻案更雖不足思量、以前例

更以不足准拠。〔理由四ヶ条略〕彼是不可然之由存之旨返答。禪門所存

同之、都護卿書狀之旨又大略如此

云々。仍彼是取要不可然之由、以姊

小路書狀申遣二階堂了。(実隆公記)

○

文明十七、十、十五

太平記十二、書寫之事、今日被仰之。
(実隆公記)

自内裏太平記一帖被仰書進之由。

(後法興院記)

文明十七、十一、廿五

入夜於御前太平記目錄等事被仰談
之。又所々讀申。及半更了。(実隆

公記)

文明十七、十一、廿八

太平記一卷劍卷、依仰令書進上(後
法興院記)

参内、依召也。予書写太平記今度被
新被新少々改直之。此外劍卷可讀進之

由有仰、讀了。書誤之処付注紙了。
(親長卿記)

文明十七、十一、十五

今日當番、参内。教國・俊量等祇

候。於御前太平記校合。(実隆公記)

太平記第十二終書功。(同)

早旦太平記校合。拾遺入來。則少々
改之令進上了。(同)

文明十七、十一、廿

入夜於常御所有盃酌 民部卿申沙汰云
々。其後太平記校合。(同)

太平記校合、及深更。(同)

入夜滋野井太平記十三校合。(同)

廿五

廿八

廿八

廿一

十八、三、十七

太平記十二、書寫之事、今日被仰之。
(実隆公記)

自内裏太平記一帖被仰書進之由。

(後法興院記)

廿一

太平記一卷劍卷、依仰令書進上(後
法興院記)

参内、依召也。予書写太平記今度被
新被新少々改直之。此外劍卷可讀進之

由有仰、讀了。書誤之処付注紙了。
(親長卿記)

廿一

太平記十二、終書功。(同)

廿一

太平記第十二終書功。(同)

廿一

木一草ト云ハ、エウキ・ハウキ・ク
スノキ、此外千草アリ。是等備前ノ
三郎タ力キヨト云、書付二句云、天
勿冗勾践、時非無范蠡。ハウキハイ

ワシウリナリ。ヲキヨリ御ノホリノ
時、ハウキト云レ、名字ヲ賜ルナリ。

(薦軒日録)

文明十八、三、十二

慈祥佩道榮老居士至。榮七十六歲。

〔中略〕頗有倭學。太平・明德之二
記等暗之云々。后是古第二之宮、号

大塔宮、東山吉田有大塔之門跡。
〔後藤力〕是古御子一十六人云々。后是古御

子、青蓮・妙法・性悟院三門迹同時
也。天皇崩于吉野。山名奥州、
泉南州之守者裁九年矣。大内義弘領

紀・泉者又年矣。為斥猶池・大
友叛、西討之時、官府斂州。義弘憤
而嘗於泉境云々。(薦軒日録)

当番及晚参内、〔中略〕太平記第一

読申。(実隆公記)

太へいき、大にかせられ、まき
にも又ふわけ候はす候。あなたより

かやうにしてし候てまいらせられて
候。よくみまいらせ候て、わろき所
なをされ候て、まいらせられ候へく

候よし、申とて候。かしこ(実隆公
記裏書)

太へいき、大にかせられ、まき
にも又ふわけ候はす候。あなたより

かやうにしてし候てまいらせられて
候。よくみまいらせ候て、わろき所
なをされ候て、まいらせられ候へく

候よし、申とて候。かしこ(実隆公
記裏書)

太へいき、大にかせられ、まき
にも又ふわけ候はす候。あなたより

かやうにしてし候てまいらせられて
候。よくみまいらせ候て、わろき所
なをされ候て、まいらせられ候へく

候よし、申とて候。かしこ(実隆公
記裏書)

文明十八、四、廿七

宗住云、「中略」マサ門朝敵タシ時、
平將軍貞盛・田原藤太秀郷・ウチノ
民部卿忠文、承平年中、マサ門ハ米
カミヨリソキラレケル田原藤太力謀
〔ニテ脱〕キヨノシケフチ二人〔マサ子
東伐、カツラ原ノ親王ノ后代ハ、マ
サ門也。太平記ニ出之。〔中略〕此
夷宗住語之。(薦軒日録)

このたいへるき四十一帖つかはされ
候。めるをあそはしてまいらせられ
候はゝ、よろこひおほしめし候はん
するよし、申とて候。かしこ(実隆
公記裏書)

太へいき一てうつかはされ候。しる
しかみの所なをされ候へく候よし、
申とて候。かしこ。「侍従中納言」と
のへ」(実隆公記裏書)

長享 三、七、十八

本云、長享三年七月十八日、拭老眼
書写畢、交了。（同卷三十一奥書）

延徳

元、十、十六

（同卷二十八奥書）

本云、延徳元年十月十六日書写之
訖。（同卷二十六奥書）〔次条ニ続
ク〕

卅
八、九

〔天正二十年四月九日ノ条ニ続ク〕
本云、長享参年七月卅日、以余暇写
之畢、交了。（同卷三十五奥書）〔天
正十四年六月二日ノ条ニ続ク〕

正

十一、十七

〔前条ヨリ続ク〕同十一月十七日交
合了。（同前）〔文禄三年四月廿七
日ノ条ニ続ク〕

七
八、九

本云、長享三年八月七日書写了、交
了。（同卷三十六奥書）〔天正十四
年六月四日ノ条ニ続ク〕

正

十二、十二

本云、延徳元年十二月十二日書写之
畢。膜所勞之中以推量写之。同夜於
燈下交合之畢。（同卷二十七奥書）
〔文禄三年四月廿八日ノ条ニ続ク〕

一
二、三

長享三年八月十一日書写之畢、交
了。（同卷三十八奥書）〔文禄三年
五月十日ノ条ニ続ク〕

正

二、三

參入江殿。承久物語・太平記一両冊
読申之。及晚帰宅。（夷隆公記）

一
二、三

〔延徳元〕
ノ条ニ続ク」

延徳

二、五、十七

〔同月十九日ノ条ヨリ続ク〕同十月
八日再三了。（同卷二十二奥書）〔文
禄三年四月廿六日ノ条ニ続ク〕

正

六、六

〔五月十二日ノ条ヨリ続ク〕同十月
八日再交了。（後略）〔同卷二十四
奥書〕〔文禄三年四月廿七日ノ条ニ
続ク〕

一
二、三

〔五月廿七日ノ条ヨリ続ク〕改元延
徳歟同十月十四日、以異本再校了。

正

八、十四

參入江殿。太平記自第一至第四讀
中。連々御所望之間所參入也。（同）

一
二、三

〔同月十二日ノ条ヨリ続ク〕同十月
八日再交了。（後略）〔同卷二十四
奥書〕〔文禄三年四月廿七日ノ条ニ
続ク〕

正

十一、三

參入江殿。有朝膳。太平記自第六至
第九讀申之。及晚陰帰宅。（同）

一
二、三

〔同月廿七日ノ条ヨリ続ク〕改元延
徳歟同十月十四日、以異本再校了。

正

三、五、十六

參詣誓願寺。先之參詣烏丸觀音堂談
義。其次件知識太平記聞了。（同）

長卿記

延徳 三、八〔四日以前〕 太平記二十九抜書有、略之。〔蓮成

院記録)

〃 〃以後永正頃以前〔太平記聞書成ル——亀田氏ニヨル〕

明応 八、三、十一

○ 一昨日從武家以飯河彦九郎被借用太
平記本間、不所持之由令返答處、今
日又何ニテモ物語雙紙可借給之由有
其命、狹衣・ツレノクサ等所持之
由令申処、ツレノクサ可借給云々。
仍進上了。(後法興院記)

文龜 元、六、十

○ 太平記外題中納言所望染筆。(実隆
公記)

永正 元、七、十

○ 永正元年甲子七月十日(陽明文庫藏
今川本卷二十二日奥書)

〃 〃、八、二

○ 永正元年甲子八月二日書畢。(同卷三
十九奥書)

〃 二、五、廿一

○ 永正二年乙丑五月廿一日、右筆丘可
老年内年
五十四。

○ 「別葉」右此本、甲州胡馬県河内南
部郷ニテ書写畢。御所持者当國主之

伯父、武田兵部太輔受鎮伊豆守実名
信懸、法名道義齋、名臥龍卜号、書

籍數奇ノ至リ、去癸亥之冬、駿州国
主今川五郎源氏親ヨリ有借用、雖令
頓写之、筆々達不達也、又智々熟不
熟也、損字落字多之、誤予一筆令為
写。年既及六十、眼闇手疼辞退干
万、雖然依背貴命、全部書之訖。雖
然鳥焉馬之謬猶巨多也。然処、爰伊
豆之国主伊勢新九郎剃髮染衣号早雲
庵宗瑞、臥竜庵主与結盟事如膠漆
耳。早雲庵平生此太平記嗜翫、借筆
集類本紀明之。既事成之後、関東野
州足利之学校令説学徒、往々紀明
之。豆州還之早雲庵主、重此本令上
洛、説壬生官務大外記点朱引説僻以
片假名矣。実我朝史記也。臥竜庵伝
聞之借用、以又被封余也。依恋尊命
重写之畢。以此書成紀綱号令者、天
下太平至祝。(陽明文庫藏今川本卷
一奥書)

永正 二、五、廿一

○ 永正二年乙丑五月廿二日(同卷二奥
書)

○ 永正二年乙丑五月廿三日(同卷三奥
書)

○ 永正二年乙丑五月廿四日(同卷四奥
書)

(書)

永正二、五、廿五

永正二年乙丑五月廿五日（陽明文庫

藏今川本卷五奧書）

永正二年乙丑五月廿六日（同卷六奧

書）

永正二年乙丑五月廿七日（同卷七奧

書）

永正二年乙丑五月廿八日（同卷八奧

書）

永正二年乙丑五月廿九日（同卷九奧

書）

永正二年乙丑六月一日（同卷十奧書）

永正二年乙丑六月七日（同卷十一奧

書）

永正二年乙丑六月十一日（同卷十二奧

書）

永正二年乙丑六月十一日（同卷十三

奧書）

永正三年乙丑六月十三日（同卷十四

奧書）

永正三年乙丑六月十四日（同卷十五

奧書）

永正二年乙丑六月十五日（同卷十六

奧書）

永正二年乙丑六月十五日（同卷十七

奧書）

永正二年乙丑六月十六日（同卷十八

奧書）

永正二年乙丑六月十七日（同卷十九

奧書）

永正二年乙丑六月十八日（同卷二十

奧書）

永正二年乙丑六月十九日（同卷二十一

奧書）

永正二年乙丑六月二十日（同卷二十二

奧書）

永正二年乙丑六月廿一日（同卷二十三

奧書）

永正二年乙丑六月廿二日（同卷二十四

奧書）

永正二年乙丑六月廿三日（同卷二十五

奧書）

永正二年乙丑六月廿四日（同卷十六

永正二年乙丑六月十七日（同卷十七
奧書）

永正二年乙丑六月十九日（同卷十九
奧書）

永正二年乙丑六月廿一日（同卷二十
奧書）

永正二年乙丑六月廿二日（同卷二十一
奧書）

永正二年乙丑六月廿三日（同卷二十二
奧書）

永正二年乙丑六月廿四日（同卷二十三
奧書）

永正二年乙丑六月廿五日（同卷二十四
奧書）

永正二年乙丑六月廿六日（同卷二十五
奧書）

永正二年乙丑六月廿七日（同卷二十六
奧書）

永正二年乙丑六月廿八日（同卷二十七
奧書）

永正二年乙丑六月廿九日（同卷二十八
奧書）

永正二年乙丑六月三十日（同卷二十九
奧書）

永正二年乙丑六月廿一日（同卷三十
奧書）

永正二年乙丑六月廿二日（同卷三十一
奧書）

永正二年乙丑六月廿三日（同卷三十二
奧書）

永正二年乙丑六月廿四日（同卷三十三
奧書）

永正二年乙丑六月廿五日（同卷三十四
奧書）

永正二年乙丑六月廿六日（同卷三十五
奧書）

永正二年乙丑六月廿七日（同卷三十六
奧書）

永正二年乙丑六月廿八日（同卷三十七
奧書）

永正二年乙丑六月廿九日（同卷三十八
奧書）

永正二年乙丑六月三十日（同卷三十九
奧書）

太平記御本内々申出之、進上室町殿
了。（実隆公記）

太平記御本被申出候、若未被返上候
也。此者可渡給之由、可得御意候
也。

（銘肝腑集鈔奥書）

〔阿野季綱〕

（同裏書）

左京權大
足利義尹
大夫

真生法師來、目葉恵之。太平記不審
之事少々答之。（実隆公記）

○

永正十四、八、一

〔三富〕宗觀借送太平記一部四十冊廿二、閑日可一見云々。
（宣胤卿記）

〃、十一、廿七

太平記四十冊、今日一見畢。此内第
四卷、宣一卿奉預後醍醐院四宮八才
事、當流面目也。〔朱書元弘二年壬申〕其段詞事所書拔別

紙也。又寶篋院義一御上洛之時、御
借住同卿宿所、彼卿御記分明也。太
平記無此事、可謂無念。彼御記忘仁
亂紛失、彼私宅者至余居住、忘仁乱
燒失了。八代之旧宅也。令切妖者給

御太刀之切目有、又々今所持之屏風
和歌并御遊等絵、其年号不審之處、
太平記第四十卷、貞治六年三月廿九
日、中殿御会人數等分明也。此屏風
其時節物歟、古物也。絵〔先年於山門懸得之〕八當時絵所
光信朝臣先祖光行書之由、光信朝臣
先年称之。詩歌者〔冷泉〕為秀卿手跡歟之由、各
為広卿演説之。為秀卿八貞治之御人
數也。此中殿御会、此度以後無之。

〃、十五、正、廿八

秀房朝臣、年中行事本持來。〔中

略〕太平記第十三卷借遣之。〔万里小路〕藤房卿
事有之故也。抑彼〔万里小路〕宣房卿ト申ハ、吉
田大式資經卿孫、藤三位資通之子
也。此人閑官ノ〔音五九〕口部ノ大乘經ヲ一
字三札ニ書、供養べ為祈子孫繁昌、
被奉納春日社。其夜夢ノ中ニ黄ナル
衣着タル神人、榊ノ枝ニ立文タル文
ヲ付テ、差置宣房ノ前ニタル。何文
ヤラント恠テ、取之見給ヘハ、上書

永正十四、十二、十

資定太平記五冊返之、又五冊遣之。
（同）

逝去〔廿八才〕、同十二月七日、征夷大將軍義
詮卿〔卅八才〕薨給、又同年八月十八日、被行
最勝講之處、於禁庭南都北嶺衆徒喧
嘩出来、及合戰、兩方衆徒多以被打
了。是以來此講演無之。件度狼藉之
衆徒及堂上之廻、高祖父宣一、以高
灯台追下、名譽之由、世語伝之。（同）

御弟軍

同四月廿八日、鎌倉左馬頭基氏〔音五九〕當日申泡
被奉納春日社。其夜夢ノ中ニ黄ナル
衣着タル神人、榊ノ枝ニ立文タル文
ヲ付テ、差置宣房ノ前ニタル。何文
ヤラント恠テ、取之見給ヘハ、上書

五月 六日

服解父 不復任

貞和四年二月十一日

五年三月 日 辞退、

五年四月廿一日

五年五月 任權中納言 五十八才、

康安二年四月廿一日

五年六月 三日 頗滅、
六十四才、

永享十一年二月六日 葬、

前權大 正二、

紛陽 漢武帝居所ヲ指歟、

方袍円項 出家之事也、

俊卿

又三千石ハ爵之事と存置候。旧

記多分其分、唐ニ用候所も其分
歟と存候。但如何。

昨日高問時分、対僧客、不献愚報、

恐入候。誠遙久相積候。旁可參拜、

荒僧送日候。暑氣又無術候。(中略)

抑此山國の昔、か様に被抄出候。真

箇感慨不少候。凡太平記万之眼目、

此光緒後付上
元和御對談ニ極候由、古來申来候

二万里小路一位殿へト書テ、中ニハ連証无上大菩提ト、金字ニソ書タリケル。夢寤テ閑ニ案之、我任仕カ朝廷、位至一品余無疑、中ニ見ヘツル金字ノ文ハ、我以此作善、可達後生善処之望者也。二世悉地共成就シタル心地メ、憑敷被思ケル。(宣胤卿記)

永正十五、二、一、一年中行事右中〔中略〕返遣秀房朝臣、〔中略〕

略」此次太平記返。(同)

太平記抜書一卷、遣駿河守護。今川(氏親)

入道内府奉状、太平記内、光嚴院

御事一段書抜奉令見之。又彼太平記

内、宣中御門卿元弘元年ニハ中納言ト

アリ、數年後ニハ宰相トアリ、伝紛失、不審之間、公卿補任如何之由尋

之。返事在左。元弘元年比ハ未給卿位歟。如此物語、予書極官者、大納

言ト可有歟。(同)

宣明卿 本名宣藤、元応二十二廿一

改明。

曆応二年四月十八日

任参木元藏人頭左大介、

同 四年四月 一日 叙從三位、

歟。今更動感情候。加電覽返進候。

返々恐悅候。兼又公卿伝引勘注申

候。請事更難述奉上候。猶々、昨日

即不申、恐入候。万端期面拝候。恐

々謹言。

六月十一日

〔三条西実隆〕
堯空

中御門殿

(同)

永正十五、七、廿八

太平記三十九冊、返還宗鏡入道了。
〔三富〕

(同)

〃、八、六

卯月廿六御札、具令拝見候。先以畏

入候。〔中略〕兼又太平記内名字候

所、被遊抄候て被下候、過分之至候。

当家異于他致忠節候、其支証于今所

持仕候。太平記ニハ普通之様載候。

惣別以筆者私、さ程無忠節家も抜

郡之様書載候由申候。錦小路殿御座

之時、被読候て被閻食、殊外相違事

共候間、可致改之由被仰候けると、

〔今川〕〔俗名〕〔雜太平記〕了俊貞世委書置物共候。今申候ても、

無益事候へ共、以次申入候。尚以洛

中無為無事珍重候。委田中可被申

候。恐惶謹言。

〔永正十五年廿一田中上〕

八月六日

〔今川〕
氏親

中御門殿

田中殿

(同)

永正頃

〔陽明文庫藏今川家本卷三十三・三
十五・三十七、コノ頃書写力〕

〔太平記聞書、コノ頃書写力〕

○

天文十二、十、五
〃、十一、上旬

太平記少々見之了。(多聞院日記)
易云、所謂天道虧盈。作此書者、取

其義以為四十卷之大綱也。今正其字
誤者、泰山一毫。雖然如此成之日用
之間、一動一靜亦不顧。何足見世盛
衰乎。尊卑方可勤旃。

天文十有二年集癸卯冬十一月上旬

江州住促乾三作之

(太平記賢愚抄奥書)

天文十三甲辰小春吉辰(陽明文庫藏
今川本卷二十四奥書)

天文十三年甲辰十月吉辰(同卷三十
四奥書)

從禁裏中御門被申候太平記四十一帖
被出了。則持龍向渡了。(言繼卿記)

十四、二、十六

○

天文十四、四、四

中御門被來。水打紙被持來。於此方被打。則予かり結沙汰之。太平記

被仕立。中御門姫遠州守護代あさい

な妻之用也。今日十二冊結了。一巻勧了。(言繼卿記)

天文廿三

中御門へ罷向、太平記之糸紙二束しめし。同

天文廿四

中御門來談、太平記料紙假結十五冊調遣了。晚天可來之由有之、罷向一巻了。(同)

永禄二、十二、十

中御門來談、太平記又二冊校合了。中御門姫所望にて被仕立候。(同)

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門・高辻等來談太平記又二冊校合了。中御門被來、又太平記一冊校合了。

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門太平記料紙残假結、今日皆干飯勧了。(同)

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門太平記料紙残假結、今日皆調、九冊之分遣了。(同)

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門太平記料紙残假結、今日皆

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門太平記料紙残假結、今日皆

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門太平記料紙残假結、今日皆

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

中御門太平記料紙残假結、太平記

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

ノ引用多シ——川瀬一馬氏著『古辭書の研究』指摘

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

〔竜安寺大休宗休寂。西源院本第一冊ハソノ筆跡ト伝ヘ、他ノ諸冊モホ

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

十八、八、廿四

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

〔竜安寺大休宗休寂。西源院本第一冊ハソノ筆跡ト伝ヘ、他ノ諸冊モホ

永禄二、十二、十
『鏡草』所載

マコノ頃ノ書写ト思ハル——鶯尾順 敬氏解説ニヨル

〔尊経閣文庫藏玄玖本ノ識語ニ「甲寅」トアルハ或イハコノ年カ——鈴木登美恵氏前掲論攷〕

天文廿四迄二百廿七(竹柏園旧藏天

文本卷六「金剛山ヲ責叟」書入——

〔鏡草〕所載

「いろは字尽清書成ル、太平記ノ引

用アリ——川瀬一馬氏著『古辞書の研究』ニヨル」

卷二(五奥書「日本古典鑑賞講座」

本ニモ図版掲載)

永禄八、四、

永禄八年乙丑 卯月 日 元春(同
卷卅奥書)

永禄

七、二、

永禄七年甲子 二月 日 元春(同
卷六・七・十奥書)

永禄七年甲子 三月 日 元春(同
卷八・九・十一奥書)

永禄八、五、

永禄八年乙丑 五月 日 元春(同
卷卅一・卅二・卅四・卅五奥書)

永禄

六、三、

永禄七年甲子 六月 日 元春(同
卷十五・十六奥書)

永禄七年甲子 七月 日 元春(同
卷十七・十九奥書)

永禄八、六、

永禄八年乙丑 六月 日 元春(同
卷卅八奥書)

永禄

五、四、

永禄七年甲子 八月 日 元春(同
卷二十・廿一・廿五奥書)

永禄七年甲子 九月 日 元春(同
卷廿二・廿三奥書)

永禄八、七、

永禄八年乙丑 七月 日 元春(同
卷卅三・卅七・卅九奥書)

永禄

八、三、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八年乙丑 八月 日 元春(同
卷卅六・四十奥書)

永禄八、八、

永禄八年乙丑 八月 日 元春(同
卷卅九奥書)

永禄

九、二、

永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
(同卷廿四・廿六奥書)

永禄七年甲子 天正二、三、十八

永禄八年乙丑 天正二、三、十八

永禄八年乙丑 天正五年四月十日ノ条ニ続
ク

永禄

十、一、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿七奥書)

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷廿一・廿二・廿三奥書)

永禄八、九、

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅一・卅二・卅四・卅五奥書)

永禄

十、二、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅六・四十奥書)

永禄八、十、

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅九奥書)

永禄

十一、三、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅六・四十奥書)

永禄八、九、

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅九奥書)

永禄

十二、四、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅六・四十奥書)

永禄八、十、

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅九奥書)

永禄

十一、五、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅六・四十奥書)

永禄八、九、

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅九奥書)

永禄

十二、六、

永禄七年甲子 十月 日 元春(同
永禄七年甲子 十一月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
永禄七年甲子 十二月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅六・四十奥書)

永禄八、九、

永禄八年乙丑 十月 日 元春(同
卷卅九奥書)

〔南部家本書写カ〕

○

香齋房語〔云〕人ノハカ也ト云文字ハ
馬鹿コレ也。シ、ヲ馬ト大臣ノ用ア
ルイ、シニ、国王シ、ニコソト仰
セ、万人イヤ馬也ト同心テ申ス。サ
テハ臣咸ニ隨ト見テ国王ヲホボ
ス。是ヲハカ也トハ云習也。太平記

永禄

七、三、

永禄七年甲子 三月 日 元春(同
永禄七年甲子 四月 日 元春(同
(同卷廿九奥書)

永禄八、四、

永禄八年乙丑 午月 日 元春(同
卷卅九奥書)

天正六、二、三

天正六、十二、廿四

天正六年十一月廿四日 肥後木

于時天正六年戊寅二月三日早々 所持妙智房豪精〔梵字印〕

肥後州益城郡木山腰尾道場居住之刻也。

(同卷十四奧書)

此書者即往代旧記興亡先蹤也。尤為季世訓摸。仍今出雲國三沢庄龜嵩之

麓於草亭、自國造千家義庄借四十二卷、一句之間寫之、以伝子孫、永貽千載。庶幾後覽之偷諒察焉。

雲州三沢之住野尻藏人佐

源慶景

時天正六成寅仲春日書之。

(内閣文庫藏野尻本各卷 除卷八及卅七 奥書)

奥書

天正六年戊寅十月日 所持豪精〔梵字印〕

〔卷十七ノ奥ニモ「豪精」ノ署名ト梵字印アリ〕

天正六年戊寅十二月十日 肥後木山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

〔同卷二十一奥書〕

天正六年戊寅十二月廿一日 木山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

(同卷二十二奥書)

天正六年戊寅十二月廿一日 木山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

(同卷二十二奥書)

天正六年戊寅十二月廿一日 木山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

(同卷二十二奥書)

天正六、四、七、正、四

天正七年十一月四日早々 肥後木

山道場居住之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

(同卷二十三奥書)

天正七、廿二

天正七年己卯正月廿二日急々 (同

下同前) (同卷二十五奥書)

天正七、廿二

天正七年己卯正月廿二日急々 (同

下同前) (同卷二十五奥書)

天正七、廿二

天正七年己卯正月廿二日急々 (同

卷二十六奥書)

天正七、廿二

太平記全部の目録、為令達心中之

望、一筆ニ急候令書写者也。後昆之

騒無念々々。

于時天正七年己卯卯月上旬 肥後木

山腰之尾道場住居之刻 妙智房豪精

〔梵字印〕 (同目録奥書)

太平記四十有余之内、依便宜ノ数寄

東西馳走之透一筆ニ令書写訖。

寔貽後覽之嘲者也。肥後木山腰之

尾道場住居之刻 妙智房豪精〔梵字印〕

于時天正七年己卯卯月吉曜 (同卷四十一奥書)

天正十四、四、廿四

○
〔長享三年四月廿二日ノ条ヨリ続ク〕

天正十四年卯月廿四日写之。（尊経

閣文庫藏梵舜本卷二十三奥書）〔文

禄三年四月廿六日ノ条ニ続ク〕

天正十四年卯月晦日写之。五月冊之

内、壱清書之。（同卷三十奥書）

〔文禄三年五月一日ノ条ニ続ク〕

此日、雨中にて候間、甚^甚・將暮にて

終日慰候也。太平記一二巻読候て、

各聞せ申候。（上井覚兼日記）

〔長享三年七月卅日ノ条ヨリ続ク〕

天正十四年丙戌^{衍カ}年六月二日書之。梵

舜（尊経閣文庫藏梵舜本卷三十五奥

書）〔文禄三年五月八日ノ条ニ続ク〕

〔長享三年八月七日ノ条ヨリ続ク〕

天正十四年六月四日書写。梵舜（同

卷三十六奥書）〔文禄三年五月九日

ノ条ニ続ク〕

〔長享三年二月廿四日ノ条ヨリ続ク〕

覺乘房老眼ニテ書継申候。天正十四

年丙戌^{衍カ}年六月五日ニ太田民部丞壱清

写之畢。（同卷十六奥書）〔天正二

十年四月廿八日ノ条ニ続ク〕

天正十四、六、十

〔長享三年七月一日ノ条ヨリ続ク〕

天正十四年丙戌^{衍カ}年六月十日、此本之

内七冊書之訖。（同卷四十奥書）〔文

禄三年五月十一日ノ条ニ続ク〕

太平記自一并字抄一帖・年譜品二地

一帖、金勝院ヨリ借給了。（多聞院

日記）

太平記一ヨリ十マテ一返見了。（同）

〔前日春日社ニ参り〕太平記十五迄

見テ返了。（同）

〔詫問〕太平廿一ヨリ借用、廿二ハ本来無之

見タリ。（同）

太平記卅マテ見了。（同）

太平記一返荒増見了。（同）

〔長享三年正月廿六日ノ条ヨリ続

ク〕天正十五年五月十七日、重而以

余本加朱点了。（尊経閣文庫藏梵舜

本卷十三奥書）

天正十五年六月四日、以他本朱点付

了。（同卷二十五奥書）

十後へ見廻了。太平記一部見事被仕

立了。浦山敷く。（多聞院日記）

〔コノ年以後、尊経閣文庫藏前田家
本書写〕

天正二十、五、三

重而以類本朱点脇小書付并。^(筆力)又與此

目錄ヨリ書入。棟堅奉入將軍事无

之、

写本ニ無之故書。天正廿年五月

三日

梵舜〔花押〕(同卷十五奧書)

于時天正廿曆終暮第九天書之畢。(彰

考館文庫藏天正本卷一奧書)

○

文禄三、三、十八

〔天正二十年三月ノ条ヨリ続ク〕朱

点又重而以梅谷和尚本写之、并校合

了。文禄三年

甲午

三月十八日(尊經

閣文庫藏梵舜本卷二奥書)

朱点梅谷和尚以本写之。文禄三

甲午

年三月廿一日(花押)(同卷

四奥書)

〔長享二年十一月ノ条ヨリ続ク〕右

朱点重而写之。文禄三

甲午

年三月廿

二日(同卷九奥書)

右朱点以梅谷和尚本写之。文禄三

甲午

年三月廿四日(花押)(同

卷十奥書)

朱点甘八

〔長享二年九月ノ条ヨリ続ク〕朱点

重而以梅谷和尚本写之。文禄三

甲午

年三月廿八日(花押)(同

卷三奥書)

文禄三、三、廿八

尚本校合了。文禄三甲午年三月廿八
日梵舜(同卷十一奥書)

〔天正二十年四月廿六日ノ条ヨリ続
ク〕以梅谷元保和尚本校合、朱点写

畢。文禄三甲午年三月廿八日(同卷

十二奥書)

〔天正三十年四月廿一日ノ条ヨリ続
ク〕以梅谷和尚本校合了。文禄三

甲午年卯月二日(同卷七奥書)

〔同前〕朱点校合等梅谷和尚以本写

之。于時文禄三甲午年卯月二日(同

卷八奥書)

〔長享三年二月十九日ノ条ヨリ続
ク〕朱点校合等、梅谷和尚本写畢。

文禄三甲午年卯月廿一日(花押)(同

卷十七奥書)

〔長享三年二月廿八日ノ条ヨリ続ク〕
以梅谷和尚本重而朱点遂校合者也。

文禄三甲午年卯月廿三日(花押)(同

卷十八奥書)

以梅谷和尚本朱点校合畢。文禄三

甲午年卯月廿五日(花押)(同卷二十

奥書)

〔長享三年四月十二日ノ条ヨリ続ク〕

右朱点以梅谷和尚本写畢。文禄三

甲午 卯月廿五日

梵舜（尊經閣文庫

藏梵舜本卷二十一奥書）

文禄 三、四、廿六

「延徳元年十月八日ノ条ヨリ続ク」

右朱点以梅谷和尚本写畢。文禄三

甲午 年卯月廿六日 梵舜（同卷二十

二奥書）

〔天正十四年四月廿四日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

三 甲午 年卯月廿六日 梵舜（同卷二

十三奥書）

〔延徳元年十月九日ノ条ヨリ続ク〕

右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

甲午 年卯月廿七日 梵舜（同卷二

四奥書）

〔延徳元年十一月十七日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

甲午 年卯月廿七日 梵舜（同卷二

六奥書）

〔天正十四年四月廿四日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

甲午 年卯月廿八日 梵舜（同卷二

七奥書）

〔天正十四年四月廿四日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

甲午 年卯月廿八日 梵舜（同卷二

八奥書）

〔天正十四年六月二日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点校合等、以梅谷和尚本写

了。文禄三 甲午 年五月六日 梵舜（同

三十五奥書）

〔天正十四年六月四日ノ条ヨリ続ク〕

右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

甲午 年五月九日 （同卷三十六奥書）

〔天正二十年三月十二日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点重而以梅谷和尚本校合

了。文禄三 甲午 年五月九日 梵舜（同

右朱点校合等、以梅谷和尚本写了。
文禄三 甲午 年卯月廿日 梵舜（同卷
二十九奥書）

右朱点校合等、以梅谷和尚本写了。
文禄三 甲午 年卯月廿日 梵舜（同卷
三十三奥書）

右朱点校合等、以梅谷和尚本写了。
文禄三 甲午 年五月二日 梵舜（同

三十四奥書）

右朱点校合等、以梅谷和尚本写了。
文禄三 甲午 年五月八日 （同卷三

十五奥書）

〔天正十四年六月四日ノ条ヨリ続ク〕

右朱点以梅谷和尚本写了。文禄三

甲午 年五月九日 （同卷三十六奥書）

〔天正二十年三月十二日ノ条ヨリ続

ク〕右朱点重而以梅谷和尚本校合

了。文禄三 甲午 年五月九日 梵舜（同

文禄 三、五、十

卷三十七 奥書)

〔長享三年八月十一日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点校合等、以梅谷和尚本写
了。文禄三_{甲午}年五月十日 梵舜

文禄 三、五、十一

(同卷三十八奥書)
〔天正十四年六月十日ノ条ヨリ続
ク〕右朱点、前南禅梅谷元保和尚以
自筆本写了。先年天正十四歳比、四

十冊全部遂書功者也。文禄三_{甲午}年
五月十一日 梵舜〔花押〕 四十二才

(同卷四十奥書)

慶長 四、四、四

○ 懇行如前。〔中略〕水屋神樂在之。

六上候。給人同道ニテ候。太平記特

○ 読候聞出候。(多聞院日記)

○

(追記)本文脱稿後に気づいたものを左に掲げる。いづれも

『吉川家文書別集』(『大日本古文書』)所収「西禅永興両

寺文書」中の吉川元長自筆書状で、年代は、(一)は『大日本
古文書』における排列から推すと天正六年頃らしく、(二)

は、筆者には全く不明ながら、元長は天正十五年六月に
歿してゐるから、同年以前のものなることは明白であ
る。(一)又は(二)のいづれかと関連するものであらうか。

(一) 「〔端裏切封ウハ書〕」
定ハ姑ク輝元權中納言在任中ニ求
ム

向旭軒 尊書 拝見候。〔中略〕

尊書 拝見候。

尊報

元長

文禄 四、正、六

〔是以後慶長三、四、十八以前〕太
平記四十本、安芸中納言大江輝元、
所授所興聖寺權僧正昭玄也。(彰考
館藏毛利家本卷四十奥書)〔年代比
定ハ姑ク輝元權中納言在任中ニ求
ム〕

此物語全部「切取中損」於花洛求
之。東山大仏在旅之刻、以類本一校
了。文禄五年_{乙未}孟夏日

正木前左近大夫平長時

法号雄峯玄英

(大理図書館蔵室町中期書写本卷

一 奥書)〔卷二以下モホ々同様――
『天理図書館稀書目録和漢書之部
第三』及ビ鈴木登美恵氏ニヨル〕

第三

〔中略〕

十二月十一日

元長〔花押〕

尊報

(前記文書肆)

(二)誠々以前者、遂閑談珍重候。

〔中略〕

一、太平記両冊假名、談合可付候。恐惶敬白。

〔天正十四年〕

〔社紙切封ウハ書〕

八月廿七〔マ〕

元長〔花押〕

治部少輔

一
拝呈
周伯尊老

尊報

（前記文書捌）

〔三〕以前之太平記少見度候間、〔太〕〔可脱カ〕被差越候。よみて被来候間

申事候。恐惶かしこ。

五
六

元長〔花押〕

〔捺封ウハ書〕

一
、

周伯老
御申

元長
治

（前記文書玖）